

夜間中学設置主体案

1 夜間中学設置主体検討の基本とする考え方

夜間中学とは、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に基づき策定された基本指針に示されている、義務教育未修了のまま学齢を超過した者や義務教育を修了していない外国籍の者、また不登校などで実質的に十分な教育を受けられないまま卒業した者のうち、中学校等で学び直すことを希望する者に対して、夜間その他特別な時間において授業を行う学校である。

- (1) 公立の夜間中学として設置するため、学校教育法の第1条に示す学校とする。
- (2) 公立の夜間中学として設置するため、学校施設において学習指導を行う。
- (3) 公立の夜間中学の対象は、
 - ① 義務教育未修了のまま学齢を超過した者
 - ② 本国において義務教育を修了していない外国籍の者
 - ③ 不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者とする。
- (4) 公立の夜間中学として設置するため、教育課程については、学習指導要領に基づく。
- (5) 公立の夜間中学として設置するため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、教職員を配置する。

2 設置主体案

番	設置主体	設置形態	学校施設	教職員配置及び給与負担	教育課程	通学	運営費	備考	
1	市町村・一部事務組合	・市町村立夜間中学校	・国庫負担対象 ※「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 第2条」	・定数配置 ※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」	教職員の給与については、義務教育費国庫負担法に基づく ・国庫負担1/3 ・県負担2/3 ※「義務教育費国庫負担法 第2条」	・学習指導要領に準じた夜間中学における学習指導 ・日本語指導は、学習を理解する程度にとどめ、基本は授業の中で習得	・距離的に近いことから、夜間中学に通う(登校)率が高く、学習の理解を深めることができ、3年間での卒業が見込める。 ・他市町村からの受入については、市町村間の覚書により可能	・市町村単費、普通交付税措置有り。 ・市町村間で交わされる覚書において、応分負担(負担金)として対応	【市町村立夜間中学校】 ・校長、教頭、教職員が配置される。 【市町村立中学校の分校】 ・本校の中学校とは別の敷地に、夜間中学を分校として設置する。 ・専任の教頭と教職員が配置されるが、校長は本校の校長が兼任する。 ・分校の開校については、短期間で行った事例がある。 【上記2校共通】 ・国から夜間中学新設準備・運営の補助がある。 ・県は「夜間中学情報交換会」を開催する。 ・県は設置市町村と連携し、夜間中学の教職員及び養護教諭、学校事務の配置に努力する。
2		・市町村立中学校の分校	・国庫負担対象 ※「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 第2条」 ※市町村等所管の既存施設を活用	・定数配置(本校職員とは別に配置) ※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」					教職員の給与については、義務教育費国庫負担法に基づく ・国庫負担1/3 ・県負担2/3 ※「義務教育費国庫負担法 第2条3号」
3	県	・県立夜間中学校	・国庫負担対象 ※「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 第2条」	・定数配置 ※「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」	教職員の給与については、義務教育費国庫負担法に基づく ・国庫負担1/3 ・県負担2/3 ※「義務教育費国庫負担法 第2条3号」	・学習指導要領に準じた夜間中学における学習指導 ・日本語指導は、学習を理解する程度にとどめ、基本は授業の中で習得	・市外からの通学については、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第4条2項に示す中学校のおおむね6km以内は考慮しない。	・学校の施設内の空き棟及び教室等を活用し、夜間中学を併設する。 ・校長は兼任となり、教頭、教職員の配置については、学級増の扱いからの配置となる。 ・国から夜間中学新設準備・運営の補助がある。	
4		・県立学校に併設	・国庫負担対象 ※「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 第2条」 ※県所管の既存施設を活用	・定数配置(本校として職員を配置) ※「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」				・市外からの通学については、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第4条2項に示す中学校のおおむね6km以内は考慮しない。	・学校施設内の空き棟及び教室等を活用し、夜間中学を併設する。 ・校長は兼任となり、教頭、教職員の配置については、学級増の扱いからの配置となる。 ・国から夜間中学新設準備・運営の補助がある。
備考			・学校教育法第1条						